

して深刻なデフレ現象は少なくとも工業諸国には当面まだ生じていないのであるから、ジャーナリズムの取上げ方は行き過ぎの感がないでもない。しかしながら、ヤコブソンのいうような国際協調による適切な拡大政策を基調とすることなくして、米国経済の成長を維持していくことは困難であり、ひいては現行 IMF体制の中心をなすドルの地位を擁護することがむずかしくなることはいうまでもない。この意味でヤコブソン演説が米国の経済政策に対する側面からの援護射撃の効果を果たしているとの見方も可能であろう。

危機意識に行き過ぎがあるか否かは別としても、戦後全体としては拡大傾向、インフレ傾向にあった世界経済にやや変調のきざしが現われてきた点は否めない。この意味において、われわれは国際的デフレ論議の背後にある景気情勢の動向には深甚な注意を払っていかなければならぬ。またデフレ対策がとられる場合、それは当然少なくとも工業国間の国際協力を前提とするものであろう。

タイムズの指摘するごとく、「世界は今や個々の政府の行動がただちに他の全国家に影響を与えるほど小さくなっている」のである。デフレ論議の展開を通じて先進国間の国際協力が今一度強調されている点を見のがしてはならない。

EEC の第 2 段階の行動計画

EEC 委員会は 10 月 24 日「第 2 段階(1962~65 年)における行動計画」を理事会に提出した。本計画は第 2 段階以降の経済統合化計画の方向を具体的に明らかにしたもので、関税同盟の完成、労働者移動の自由化、資本の自由化、不公正競争の規制、共通農業政策、共通運輸政策、共通エネルギー政策、社会政策、後進国援助、対外通商政策などの推進のほか経済政策や通貨政策の調整について EEC の進むべき基本方向を包括的かつ総合的に示した点に特色がある。とくに経済統合の基

本前提である関税同盟の完成時期をローマ条約の予定より 3 年早め 1966 年末としている点、ならびに今後の統合の重点は加盟国の政策面の調整にあるとして究極的には通貨同盟 (union monétaire) の形成を目指した金融政策の協調体制の確立、さらには経済計画の導入を提案している点など注目すべき点が多い。委員会は本提案が明年 7 月までに理事会で承認されることを期待しているが、本提案は「ローマ条約の拡大」といわれるほど画期的内容のものであるだけに、今後理事会のほか 6 か国政府や欧州議会などで慎重に検討されるものとみられる。以下通貨、金融問題を中心に、計画の要旨を紹介し問題点を指摘することとする。

関税問題の完成促進

EEC が発足してから本年 6 月末までの 4 年半に、域内関税の 50% 引下げ、工業製品の域内完全自由化、農産品の輸入数量割当枠の大幅拡大、対外共通関税の第 1 次接近措置 (接近率 30%) が行なわれるなど、関税同盟の諸目的の半ばが達成された。したがって従来のテンポで進めば、今後 4 年半 (1966 年末) で EEC 経済統合の基軸である関税同盟 (関税、数量割当てなど域内通商制限の撤廃、対外共通関税の確立) は完成する。

景気政策の調整と経済計画の導入

EEC の経済政策の協調は、とくに① EEC 全体の均衡成長の促進と② 経済統合の進展に伴う構造変化に対処することの二つの観点を重視して行なう。このうち①は短期の景気政策と長期の経済政策 (経済計画) とに分けて政策調整を行なう。

(1) 景 気 政 策

短期の景気政策の調整として、まず委員会、通貨評議会、景気政策委員会を中心として現在行なわれている次のような調整措置を一段と強化・拡充する。①年報、四半期報、月例景気報告などによる景気情勢の分析および見通し、ならびに加盟国に対する政策勧告、②各國の国民経済予算を EEC 全体の立場から調整するため、国別見通しを持ち寄り、これを全体的に検討するための 6 か国会議を (本年から) 毎秋開催する。こうした措置に

加え今後さらに③各国の政府、地方公共団体などの財政計画を EEC 全体の立場から調整すること、④各国の景気政策手段の改善、調整、標準化を進める。

(2) 経済計画の導入

インフレを回避し、しかも利用可能な域内生産資源を最大限に活用して高度の安定成長を達成するため 4~5 年の中期経済計画を導入する(明年中に立案、当初案は 1964~68 年の 5 か年計画)。

この経済計画はフランス式のもので、政府や企業の行動指針となるようなフレームワークを提供するのが目的であり、特別の強制力を持つものではない。したがって、自由競争を建前とする市場秩序はあくまで尊重する。政府などが計画の達成に積極的役割を演ずるのはあくまでも財政投融資と租税の減免の面だけである。具体的計画内容としてはさしあたり国民総生産の主要項目別バランス、産業別国民所得、主要部門別労働需給、民間投資と資金調達、貿易および国際収支などについての見通しを明らかにするものとする。

(3) 構造政策

現在の経済発展は決して同質的なものではなく、地域別、産業部門別に発展のアンバランスを伴いやすい。この場合とくに石炭など斜陽産業や南イタリア、南フランスなどの後進地域の開発促進のために職業再訓練、産業環境整備(輸送その他)など特別の施策を進める必要がある。

通貨金融政策

(通貨同盟設立と金融政策協調体制の確立)

委員会は通貨、金融政策面の統合が統合政策の基本前提となるという立場に立ち、①究極目標としての通貨同盟の形成②中央銀行総裁会議の設立とそれを通ずる内外金融政策の協調体制の確立および③国際収支困難に陥った加盟国に対する相互援助のための具体策などを提案している。その要旨は次のとおり。

(1) 通貨同盟の形成

遅くともローマ条約の過渡期が終了する 1970 年を目途に通貨同盟を形成する。当面委員会が考え

ている通貨同盟とは加盟各国の為替レートを相互に固定化し、その変動幅を小幅にすることである。本措置は資本の域内移動を完全に自由化するための必要条件であるが、同時にそのことが域内諸国通貨統合の基本内容そのものであることが明らかにされている。

(2) 中央銀行総裁会議の設立

EEC は明年中に中央銀行総裁会議を設立する。中央銀行総裁会議は、通貨金融問題について理事会に準じた権限が与えられ、常時 EEC 内の通貨金融情勢の検討ならびに政策の調整を行なう。とくに①加盟国の為替レートの変更(前記通貨同盟の設立まで)、②公定歩合およびその他短期金利、③中央銀行の再割付け、④支払準備率、⑤公開市場操作、⑥中央銀行の対政府貸付など通貨量に影響を及ぼす重要事項につき加盟各國が決定ないし変更を行なう場合には、事前に総裁会議と協議を行なうものとする。また、総裁会議は各国の通貨当局に対し必要な金融政策上の勧告を行なう。

さらに対外金融政策面では①加盟国が IMF から援助を受ける場合にはあらかじめ同会議と協議を要することとし、また②国際流動性問題や国際通貨機構などの改革問題などに対し加盟国が同一歩調をとりうる体制を明年中に確立する。

なお金融政策は一般的の経済政策ときわめて密接な関係があり、したがって必要な場合は各国の蔵相と中央銀行総裁との合同会議を正規の理事会として開催することが提案されている。

以上のように重要金融政策について事前協議の体制がとられた場合においても、なお各国の自主的な政策決定権限は認められるが、委員会としては、総裁会議のような機構を通ずる協調努力が積み上げられていくば、政策は「協調」の段階からやがては「一方的決定」の段階へと発展するであろうとの期待を述べ、さらに第 3 段階の「通貨同盟」の段階では、総裁会議は「連合形態の中央銀行機構の中心機関」になるだろうとしている。

(3) 国際収支難に陥った加盟国に対する相互援助

国際収支の困難に陥った加盟国に対する相互援

助の規定(条約108条)を具体化するために援助原則について早急に政府間取決めを締結すべきであり、その際の各加盟国の負担する援助資金の最高限度はあらかじめ決定し、その範囲内では加盟国は理由のいかんにかかわらず援助義務を果たすものとすべきである。なお、相互援助の負担限度分として、各国中央銀行の金・外貨準備の一定割合を earmark する。

本提案の意義と問題点

周知のようにローマ条約は、E E Cの究極の目標が単なる関税同盟の設立ではなく、各種経済政策を調整する経済同盟であることを明らかにしているが、農業、運輸、通商、労働、資本などの共通政策の場合に比べて、景気政策や通貨政策についての条約の規定は比較的漠然としている。本提案はこうした条約の不十分な点を補完せんとするものであり、この点に第1の意義がある。本提案が「ローマ条約の拡大」といわれるのはかかる理由からである。

また本提案は、関税同盟完成のスケジュールを速めるとともに、第2段階以降はとくに通貨、金融面を含め各種の経済統合措置を積極的に推進しようとしている点に大きな特色がある。経済統合促進と同時に、質的にもそれを強化しようとしているわけである。その背後には最近のE E Cのめざましい発展をバックにしたE E C委員会の強い自信のほどがうかがわれる。こうした自信はたとえば通貨、金融に関する提案の中で最もよく表われている。マルジョランE E C副委員長によると、「E E Cの統合体制が通貨、金融面にまで及ぶということはローマ条約の起草者もあまり考えていなかつたこと」であり、金融政策の協調の問題やとくに今後の通貨同盟の方向についてかくも早期にかつかなり具体的な提案がなされたことは一般に予想外のこととされている。

通貨、金融についての委員会提案の中で、とくに重要と思われる点は、通貨同盟への展望を明らかにしたこと、および通貨、金融政策の協調の場として中央銀行総裁会議の設立を提案したことで

ある。

E E Cの目ざす通貨同盟の内容について本提案は必ずしも明確な説明を与えていない。しかし本提案が、総裁会議による密接な金融政策面の協調を背景として、とくに各國通貨の為替レートがごくわずかの変動幅の範囲内に固定化されることが、通貨同盟の重要な本質そのものであるという点を明らかにしている。なお「通貨統合」が実現されるためには、各國通貨が単一の政策当局によって統一した方針の下に管理されることが不可欠の要件であるが、その意味で本提案が将来のE E C中央銀行組織の中核体となることを予想している総裁会議はきわめて重要な役割を持つことになる。

なお現在欧州諸国では、こと通貨金融政策に関しては、各國とも中央銀行が事実上すべてを自主的に処理しているのが実情である。したがって、委員会としては、通貨金融の統制力を新しくE E C機構に導入するについては、こうした各國中央銀行の強い政策権能をそのまま総裁会議の形で結集し、これにE E Cとしての金融政策を処理せしめることが最善と考えたものである。

なお、欧州諸国における金融政策の国際協力については、すでにB I SやE E Cの通貨評議会において各國中央銀行首脳による密接な話し合いの場が持たれ、しかもこれまで十分立派な成果をあげている。こうした過去の経験と実績が、今回の総裁会議構想の背後にあることを見落してはなるまい。

他方今回の提案は、欧州準備通貨の出現が、現下の国際通貨機構の改善強化に積極的な貢献を果たすべきものであるとし、これらの問題について加盟各国が共同歩調をとるべきことを明らかにしている。最近の国際金融問題の処理について、欧州側の発言力が高まりつつあるおりから、こうしたE E Cの動きが問題の発展にいかなる影響を与えるか、今後最も注目を要する点であろう。

もっとも通貨、金融面の統合に関する以上のよな提案が今後そのままの形で簡単に実現すると

は考えられない。この点について、今回の提案が通貨評議会の審議を経ない委員会独自のアイディアであるということも、一応注意を要する点であろう。本来金融政策は他の政策以上に国家的利害と密接な関係をもつ。したがって眞の意味の通貨統合は少なくとも政治統合が相当段階にまで進展しないかぎり実現困難であるとの見方も有力である。今回の提案が各国政府ならびに中央銀行当局の積極的な支持を得るまでには、なお相当の曲折を経なければならないとみるのが至当であろう。

中共の農村人民公社の現状

人民公社失敗の原因

1959年以降中共は深刻な農業危機に直面しているが、その原因是大規模な天災の続発もさることながら、中共の農業政策とくに1958年後半から実施された急進的な農村人民公社制度の失敗にあることは明らかである。このため中共は1959年後半から公社に対し後退的調整措置をとることを余儀なくされ、その後数度の手直しを経て現在では人民公社の実質的機能はその最下部組織である生産隊に移されてしまった。この間生産隊の規模も農業集団化の初期(1953年ころ)に設立された初級農業生産合作社か、それ以下のものに細分化しており、中共としては集団化の建前をくずさずに後退しうる最低線まで引き下がったものといえよう。

それでは農村人民公社はなぜ失敗したのであるか。まず第1には事前に十分な準備もなく急激に生産組織の変革を実施したことがあげられよう。すなわち人民公社が河南省の一地区に発足し、毛沢東がこれを激賞したと伝えられたのは1958年6月のことであった。ところがそれからわずか2ヶ月後に党中央委員会総会でこの人民公社制度を全国農村に普及させる方針を決定し、早くもその1ヶ月後の9月末には農家総数の98%が人民公社に編入された。

このような大改革を実施するのにもかかわら

ず、人民公社の所有制度、組織などについて、当局からほとんど説明もなされず、十分な指導も実施されなかった。このため、家屋、小農具など農民の私有財産までを接収した事例も多く、また生産機構の運営も円滑に行なわれず、各地に大きな混乱を巻き起こした。

中共がこうした大変革を行なったねらいは、大規模な耕地整理、水利建設などを実施するうえでの制約を除くとともに、資本の蓄積の効率化をはかることによって、生産力を早急に増大しようとするにあたったが、こと志と異なる結果となったのである。

人民公社が失敗した第2の理由として、人民公社制度自体に大きな欠陥があったことが指摘できる。すなわち、まず①人民公社の組織・経営規模が過大であったことである。人民公社は従来の高級農業生産合作社をいくつか合併し、だいたい一郷一社を基準として結成されたものであるが、規模が大きすぎて、まず運営、管理が順便を欠き、また経済発展の程度、収入の水準の異なる合作社を一つの公社に統合した結果平均主義が生まれ、農民の生産意欲を妨げることになった。さらに人民公社が農業以外に教育、軍事、厚生を含む行政や商工業面にまで手を広げたため、農業以外への労働力あるいは資金などの配分が多くなり、農業生産に悪影響を与えた。とくに農村に工業を振興する目的をもって推進された製鉄運動(製品が不良で使用にたえず)や水利建設(設計や工事が不十分でかえって天災を助長)のごときは資材、労働力、資金の完全な浪費に終わり、このため間もなく中止された。②次は分配の悪平等が行なわれたことである。すなわち従来の労働の質と量に応じた分配、すなわちメリットの幅を狭くし、かつ公共食堂による給食など現物供給部分をふやし、共産主義的、平均主義的な分配を実施する傾向が強まり、多く働いても報われるところが少ないととなり、かつ私有地の接収により副業収入も減少し、この面からも、農民の労働意欲減退を招いた。また水利などの基本建設事業を強行するため、公